

災害等情報（詳報）

鉱 種：けい石	鉱山の所在地：栃木県					
災害等の種類： 坑外・墜落	発生日時： 平成29年5月2日（火） 13時55分頃	罹災者数	死 —	重 1	軽 —	計 1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 47歳、プラント作業員、直轄、 勤続年数：20年1ヶ月、担当職経験年数：約17年						
罹災程度：肺挫傷、胸椎骨折、頬骨骨折、洞不全症候群（休業見込日数：130日）						
【概要】 13時45分頃、排出ベルトコンベアの駆動用モータのチェーン張り調整を行うため、駆動用モータのスライド作業を罹災者がベルトコンベアの上流側ベルト上に、作業員Aが下流側ベルト上に乗り、2名で作業を開始した。 駆動用モータをスライドさせる為の押しボルトを作業員Aが押し込み側へ、罹災者が引き込み側へボルトを回したところ、緩めてあったベルトコンベア下流側の固定ボルトが斜めの状態になり、駆動用モータがスライドできなくなった。 作業員Aは、固定ボルト下側のボルトヘッドをメガネレンチで押さえ、罹災者が固定ボルトのナットをラチェットレンチに鉄パイプ（直径3cm×長さ37cm）を接続した状態で緩めようとし、ラチェットレンチを手前側に引いたところ、何らかのはずみで後方に転倒し、約3.6m下の歩廊へ墜落したものと推定される。 なお、安全帯は選鉱場に3個備え付けられており、高所作業においては安全帯を使用するよう作業手順書に定められていたが、罹災者及び作業員Aともに使用していなかった。						
【原因】 ○災害発生箇所が片歩廊であり、また、罹災者と共同作業員は、ベルトコンベアのベルト上を足場として認識したため、安全帯を使用しなかった。 ○管理側においては、高所作業にかかる作業手順を定めて周知していたものの、鉱山労働者の高所作業箇所における安全帯の使用状況について確認を行っていなかった。						
【対策】 ○類似箇所の抽出の実施及び転落防止設備の設置。 ○作業手順書の見直し。 ○安全帯の使用方法的再教育の実施。						
【参考情報等】 ○鉱山において定めた作業方法及び手順は遵守しましょう。 ○鉱山において定めた作業方法及び手順は鉱山労働者に周知しましょう。 ○鉱山において定めた保護具等は使用及び着用しましょう。 ○鉱山労働者に対する保安教育の程度を検証し、効果的な保安教育を実施しましょう。						

○鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。 < 鉱山保安法令 > ・保安規程（鉱山保安法第 21 条） ・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第 12 条・鉱業権者が講ずべき措置事例第 10 章） ・鉱山労働者が守るべき事項（鉱山保安法施行規則第 27 条） < 労働安全衛生法令 > ・作業床の設置等（労働安全衛生規則第 518・519・520 条） ・安全帯の取付設備等（労働安全衛生規則第 521 条）
【お問い合わせ先】 関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 平田、駒木根 電話番号：048－600－0437

図1 災害発生箇所



図2 災害発生箇所（選鉱場配置図）

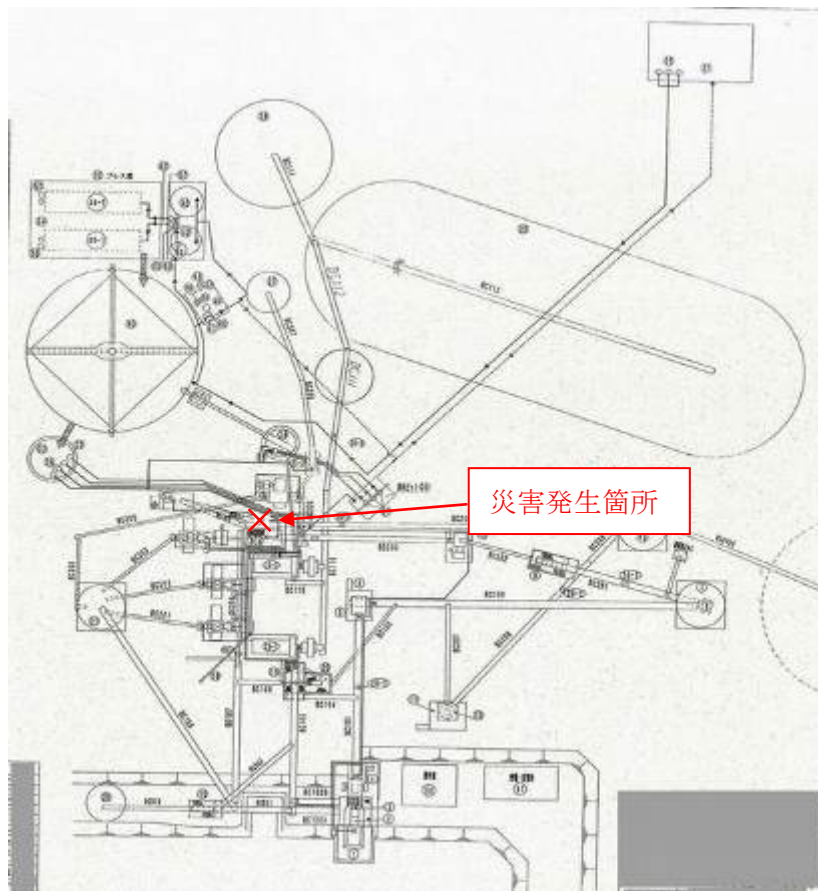
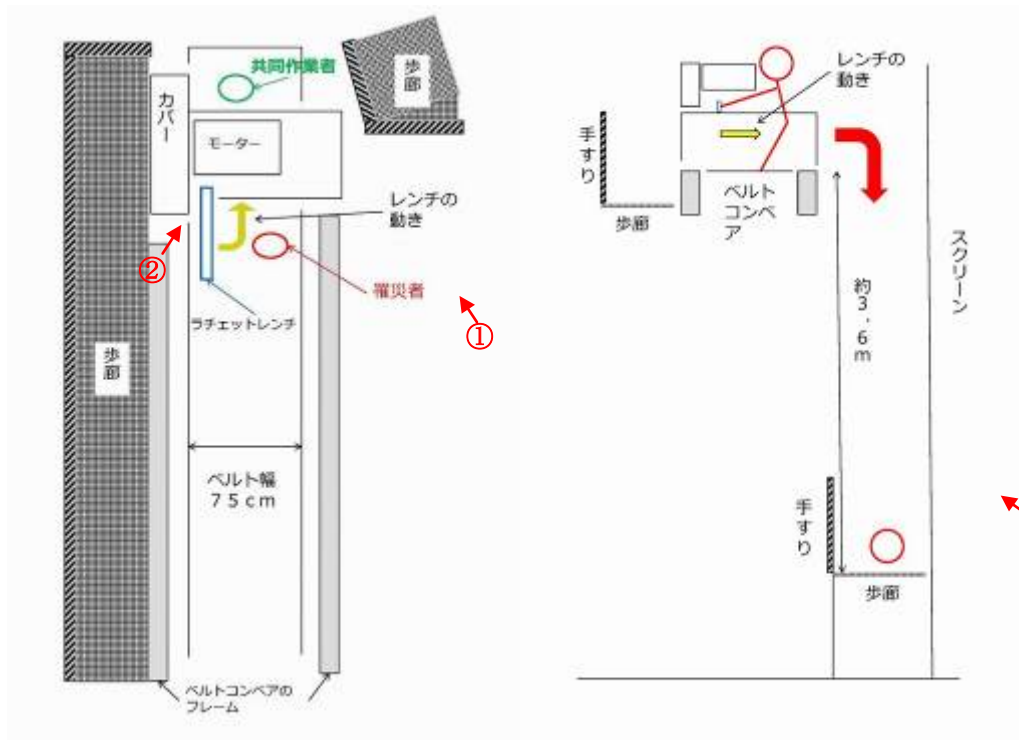


図3 災害発生箇所（平面図）

図4 （断面図）



写真撮影方向：←○

写真① 災害時の作業状況再現



写真② 災害時の作業状況再現



写真③ 災害発生箇所の状況

